

令和 7 年 3 月 31 日

令和 7 年 3 月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る 特例措置について

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価が、令和 6 年度当初の労務単価に比べ上昇したことを受け、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払いに配慮し、下記のとおり特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

記

1. 特例措置の内容

新労務単価※¹への改定に伴い、2 に定める工事及び業務委託の受注者は、旧労務単価※²に基づく契約を当初契約時点の新労務単価等※³に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができます。

※ 1 「新労務単価」：令和 7 年 3 月 1 日適用の一般労務単価、設計技術員労務単価、測量技術員労務単価、地質調査技術員労務単価等(土木工事積算単価表等記載)

※ 2 「旧労務単価」：令和 7 年 2 月 28 日以前適用の一般労務単価、設計技術員労務単価、測量技術員労務単価、地質調査技術員労務単価等(土木工事積算単価表等記載)

※ 3 「当初契約時点の新労務単価等」：当初契約時点の労務・材料等単価

2. 対象工事及び業務委託

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行った工事請負契約及び業務委託契約のうち、旧労務単価を適用して工事費及び業務委託費を算定しているもの。ただし、積算上において、見積により決定した単価は、対象外とします。

3. 請負代金額及び業務委託料の変更

変更後の請負代金額及び業務委託料については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額及び業務委託料＝
変更前請負額

―― × 変更発注者積算工事等価格※ × (1 + 消費税率)
変更前発注者積算額

※ 当初契約時点の新労務単価等により積算した工事及び業務価格

4. 手続き

特例措置の手続きは次のとおりとします。

(1) 協議の請求

受注者は、様式第1号により、本特例措置に基づく請負代金額及び業務委託料の変更にかかる協議の請求を行う。

(2) 契約変更決定の通知

発注者は、適用対象であるかの確認をした後、様式第2号により、新労務単価に基づく契約に変更することとする決定通知を行う。

5. 協議請求期限

上記4.(1)の請求期限については、当初契約締結後14日以内とします。

ただし、この通知日以前に契約を締結したもの（完成の届出がなされていないものに限る）については、令和7年4月14日までとします。

6. その他

請負代金額及び業務委託料が変更された場合には、下請企業との請負契約の金額の見直しや技能労働者及び技術者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応していただきますようお願いします。

(この件に関する問い合わせ先)

南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

TEL 0799-43-5210 FAX 0799-43-5310